

第10回犯罪被害者等基本計画検討会の検討事項について

【回答】

第4 支援等のための体制整備への取組

1. 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(23) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

- ・ 警察段階・検察段階・裁判段階において、被害者等が外国人の場合の外国語による相談窓口や司法通訳者の手配についての制度を確立し、警察庁、検察庁、裁判所のHP等に主要言語により情報を提供してほしい。

【パブリックコメント】

(回答)

各裁判所においては、裁判所における手続について、被害者等から相談や問い合わせがあった場合には、当該被害者等が外国人である場合を含め、できるかぎり丁寧に説明をしているものと認識している。

そのような配慮をより進めて、外国語による相談窓口を設置したり、裁判所のホームページ等に外国語による情報提供のコーナーを設けることについては、見込まれる需要等を勘案しながら検討する必要があると考える。

外国人の被害者等が証人又は意見陳述のために出廷する場合の通訳人の手配については適切に行われているものと認識している。